

『横浜毎日新聞』『東京横浜毎日新聞』からみる 神奈川県自由民権運動と教育

任 鉄 華

Research on —— Freedom and Human Rights Movement and
Education in Meiji Era —— from the Yokohama Daily Newspaper
and the Tokyo - Yokohama Daily Newspaper

Ren Tie hua

はじめに

本稿は、自由民権運動が明治政府の教育政策にどのようにかかわり、どのような影響を与えたかについて明らかにしようとするものである。自由民権運動と教育に関する研究が、本格的に取り上げられたのは1960年代後半からであり、そして、80年代にはその全盛期を迎え、すでに多くの蓄積がみられる。しかし、従来の研究では、民権派のめざした教育運動について、「天皇制公教育体制の創出に抗する教育運動¹」であったと規定するような見解が主要な見方であり、研究も基本的にはこのような立場に基づいて行なわれてきたと言ってよい。

自由民権運動は、立憲政体の樹立をめざして展開された政治運動であり、政府と対立することも多かったことは言うまでもない。しかし、その中で展開された教育思想は「天皇制公教育体制の創出に抗する」面ばかりであったわけではない。そこには、明治政府の敷いた公教育制度を推し進め、その普及の一翼を担った面も少なからずあったのである。本稿の課題はそれを論証することである。そのことによって、自由民権運動に見られる教育運動が国家との対決をめざしたものであるとして、一面的に捉える従来の研究への修正を試みたいのである。

本稿は、具体的に神奈川県自由民権運動を取上げることとする²。近代日本の玄関口としての神奈川県において、自由民権運動はどのような様相を呈し、どのように展開されていったのか、また、それと教育の普及とはどのようにかかわっていったのかを、『横浜毎日新聞』『東京横浜毎日新聞』紙上の教育関係の記事を中心にみることにする。対象とする時期は、『横浜毎日新聞』が刊行された1870年から、自由民権運動が高揚期を迎えた1884年までとする。

1 坂本忠芳「教育運動としての自由民権運動」(『講座 日本の教育 第2巻』新日本出版社、1975年) 37ページ。

2 神奈川県自由民権運動については、色川大吉編『三多摩自由民権史料集』(大和書房、1979年)、大畑哲『自由民権運動と神奈川県』(有隣堂、1987年)などの研究が見られる。本章では、それらの研究を参照。

以下、まず『横浜毎日新聞』『東京横浜毎日新聞』を概観し、そのうえで自由民権運動の中で当新聞の果たした役割を明らかにする。ついで、1870年代から1884年までの教育関係の記事を分析し、この新聞が明治政府の教育制度の確立する過程において果たした役割を、考察することにする。

一 『横浜毎日新聞』『東京横浜毎日新聞』について

1 『横浜毎日新聞』『東京横浜毎日新聞』の概要

『横浜毎日新聞』は、1870年12月8日、横浜で発行された日本最初の日刊新聞である³。

『横浜毎日新聞』の発行を計画したのは、当時の神奈川県令井関盛良である。1869年4月神奈川県令に任命された井関は、横浜の有力な商人たちに出資を呼びかけ、長崎の本木昌造に印刷について協力を頼み、新聞の発行を積極的に推し進めたのである。

『横浜毎日新聞』は、何よりも新興の貿易地である横浜のニーズに応じたものであった。創刊号の冒頭に「新聞紙の専務ハ四民中外貿易の基本を立て皆自商法の活眼を開かしめんが為め本社の因て設けし所也所謂商事の根本ハ全世界の動静を計り遠近之物価を参述し彼我の有無を公益するを術と為す者也」とあるように、世界や国内の動静、物価などを載せ、人々の智識を啓発するという刊行の目的を反映した紙面構成であった。

また、『横浜毎日新聞』は、一流の言論人が記事の主筆を務めていた。初代編集を担当した子安峻のほか、島田三郎もいる。やがて肥塚龍、塚原靖が入社する。また、仮名垣魯文も『横浜毎日新聞』の雑報記者を担当している。

『横浜毎日新聞』の体裁は、版型を洋紙一枚刷にしたものである。この洋紙一枚刷の方法は同紙が始めたものであるが、次第に新聞の主流となり、やがて新聞は新聞紙と呼ばれるようになった。それに、鉛活字を最初に採用したのもこの『横浜毎日新聞』である⁴。

1879年11月18日、『横浜毎日新聞』は「報道ヲ速ニシ其探偵ヲ精密ニシ世論ノ向フ所ヲ定メザル可カラズ此数個ノ目的ヲ達セントセハ先ツ第一ニ地ノ利ヲ選バザル可カラズ⁵」ということで、東京に進出し、『東京横浜毎日新聞』と改題した。

この『横浜毎日新聞』の東京進出については、『東京日日新聞』1879年11月19日も、「横浜毎日新聞は今度東京横浜毎日新聞と改題し横浜の本局は其のまゝにて更らに京橋区西紺屋町へ分局を置き有名なる沼間守一氏が社長となられ総て嚶鳴社の論客俊才を羽翼とせられる由なれば其論説の精確なるは固よりにて社運の盛大に至るべきは予かじめ期すべきなり」という記事を掲載し、紹介している。

このように、『東京横浜毎日新聞』は、従来の横浜を中心に商業情報を提供しながら、同時に東京の「政論業出ノ道場ニ登り当世ノ事務ヲ論ゼン⁶」とする新聞から、沼間を社長として、嚶鳴社

3 『横浜毎日新聞』の大略については、稲田雅洋『自由民権の文化史』（筑摩書房、2000年）を参照。

4 稲田雅洋『自由民権の文化史』（前出）84ページ。

5 『東京横浜毎日新聞』1879年11月18日。

6 『東京横浜毎日新聞』1879年11月18日。

の言論紙としての性格をもつようになり、国会開設論を展開していくようになったのである。そして同紙は、その論説の鋭さにより人気を博し、『郵便報知新聞』『朝野新聞』とならんで、民権運動の三大新聞紙と位置づける。

なお、『東京横浜毎日新聞』は、1886年5月1日、『毎日新聞』と改題され、さらに1906年7月1日、『東京毎日新聞』と紙名の変遷を重ねて、1941年まで続くことになる。ただし、この新聞は、現在の『毎日新聞』とは別のものである。

2 政府の新聞保護と学校への配布

政府は、新聞の草創期においては、政府や県は情報を広く知らせ、知識進歩の一役にするために、新聞に対してさまざまな保護政策をとって、新聞の発行や購読を勧めていた。たとえば、大蔵省は1872年3月27日に、『横浜毎日新聞』『新聞雑誌』『東京日日新聞』の3紙を官費により購入して、各府県へ配達する「新聞紙三種ヲ各府県ニ公布ス」と布告した⁷。

それに加えて、新聞は、生徒を教育する材料としても期待され、学校への配付も行なわれた。神奈川県では、前後4回にわたり、小学校へ『横浜毎日新聞』分配に関する布達を出している。

まずは、1874年6月15日、「管下一般小学校へ横浜毎日新聞分配差遣候間各教員授業之余課ヲ以生徒有益之条件ヲ択シ懇切ニ為読聞候様可致候且又生徒ニ不限誰ニ而モ小学校へ罷越借覧可」という「小学校へ横浜毎日新聞配布ニ関スル」布達をする⁸。

また、その2か月後の8月15日、『五州雑報』が創刊される2日前に、「小学校へ五州雑報配布ニ関スル」布達を出して、『五州雑報』も小学校に配布することにした⁹。

その後、さらに学校への配送が遅れたり、教師の新聞購読がおろそかになったりすることもあるということから、1875年4月5日に新たに布達を出して、迅速に配達することを「各大区会所ハ勿論小区扱所」に要求したうえ、「授業閑見計ヒ又ハ日曜日休暇ノ折」を利用し、「生徒並土地ノモノ老弱ヲ不限小学区へ呼集」して、「有益ノ条件ヲ選ミ懇切ニ為読聞候様可致候」ことを各教員に要請した。さらに、「区戸長学区取締世話役等ニ於テ厚ク注意周旋可」とし、区戸長・学区取締・世話役たちの協力も呼びかけている¹⁰。

『横浜毎日新聞』には、このような方針に対して同調する意見も見られる。1873年11月5日の紙面には、児童教育に関する新聞紙の重要性を論じる投書「新聞紙を以て生徒の読本に換可き論」が掲載されている。この投書は新聞をもって科目の中の「地理窮理などの訳書」「旧教方読史」を切り替えることまで主張している。新聞という新しいメディアの、当時における重要性をここに見てとることができよう。

しかし、神奈川県は突如方針を大きく変えた。1875年9月28日に、「小学校へ横浜新聞ノ配布廢

7 『横浜毎日新聞』1872年4月9日。

8 神奈川県立教育センター編『神奈川県教育史 史料編 第1巻』（神奈川県教育委員会、1978年）19ページ。

9 同前、21ページ。

10 同前、35ページ。

止ニ関スル」という布達を出し、小学校への新聞配布を廃止し、代わりに各小学校に月46銭の扶助金を下付する方法に変えたのである¹¹。

これは、「学制」発布当時においては、報道を主としてほぼ政府系にまとまっていった新聞界、とくに大新聞の多くが、自由民権論が興ってくるにしたがい、報道よりも論説を中心にしていったことと関連している。そして、『横浜毎日新聞』も『郵便報知新聞』などとともに民権新聞として位置づけられるようになったのである。

ちなみに、一校に月46銭の扶助金では、『横浜毎日新聞』の購読料から計算すれば、月に12部か13部しか購読できない。そのため民費負担を中心とする当時の学校にとっては、高価な新聞を実費で購入することが難しくなり、学校での購読は多く制限されることになる。

たとえば、『東京横浜新聞』1876年1月24日に、「先日八王子駅辺に遊びたる人の話を聞くにこの辺は学校も沢山あり生徒も相応にありながら所々の学校をさがしても新聞紙杯は一枚も」なかったという記事のように、この改正により、多くの学校から新聞が消えていったのである。

しかし、その頃から自由民権結社が各地で結成されはじめた。これらの民権結社では、学習材料として新聞を多く使っており、新聞は民権結社の学習運動を通して、広がっていくことになる。つまり、民権運動の興隆は、それまで学校が担ってきた役割を地域社会に果たしていくことになるとも言えるのである。

そこで次に、『横浜毎日新聞』『東京横浜毎日新聞』の記事を辿りながら、神奈川県の実地民権運動と教育を見ることにしよう。

二 『横浜毎日新聞』『東京横浜毎日新聞』と神奈川県の実地民権運動

1 国会開設請願運動

自由民権運動は1874年、板垣退助たちの「民撰議院設立建白書」によって口火が切られ、以後運動は各地に広がっていくが、神奈川県は全国的に見ても比較的早い時期から運動を展開した地域である。

神奈川県では、三浦郡三崎町がいち早く国会開設運動を始めた。1880年2月5日、第3回地方官会議が東京で開かれた際には、その傍聴のため、全国から104名の府県議員が集まったが、神奈川県からは13名の県議が出席した。彼らは独自に会合をもち、国会開設請願を決定する。代表らは帰郷後、自ら総代となり、直ちに国会開設請願署名運動に着手した。2月18日に開かれた三崎町の町会議で、町議員の団直道と天野彦兵衛が、それぞれ「三浦郡諸君ニ告グ」「国会開設建議諮問案」という国会開設請願の概文を町会議に提案した。両案とも満場一致の賛同を得て、以後「三崎は勿論近傍の各村よりも之を聞き陸続同意する者多く就中三浦郡々吏加藤某及同所戸長小村某其他隣村六合村戸長鈴木某は急に辞職なし専ら尽力なすにより同意者殆ど八百七拾余名」に及んだとい

11 同前、41ページ。

う¹²。

『東京横浜毎日新聞』は、この二つの檄文を掲載し、国会開設請願の署名を呼びかける。そして、3月から6月にかけてのわずか3か月の間に、相州9郡559町村から2万3,555名にもものぼる署名が集められ、元老院に提出された¹³。この署名数は高知、広島、岡山につき、全国第4位である。『東京横浜毎日新聞』の呼びかけにより繰り広げた国会開設運動は、相州における民権運動の本格的な幕開けを告げるものであった。

2 商権回復運動

国会開設運動は、主として県下の農村郡部で展開された運動であったが、都市部の横浜では、商人を主体としたいわゆる瓦斯局事件¹⁴と、歩合金紛争¹⁵と呼ばれる市民の自治を求める運動が、すでに1877年頃から始まっていた。

これらの運動は、今日では県下における都市民権の先駆として評価されている¹⁶。『横浜毎日新聞』はこの運動に大いに尽力した。瓦斯局事件の事実を市民の前に始めて暴露したのは同紙であり、運動の展開中にも精力的な報道を通して市民の裁判への関心と呼び起こした。そのこともあって、20数回にわたる審理中の法廷の傍聴者は数千人にのぼったといわれている。

横浜では、この瓦斯局事件の勝利について、外国商人に対抗する商権回復運動が展開された。横浜では、当時「居留地貿易」という関税自主権を欠く不平等な貿易制度のもとで、横浜商人が不利な取引を強いられていた。『横浜毎日新聞』1879年8月20日も「横浜市民ノ耳目ハ瓦斯ニ傾ケサルモ猶ホ大ニ傾ク可キ者アリ横浜市民ノ精神ハ瓦斯ニ劣セザルモ猶ホ大ニ劣ス可キ者アリ」と、横浜市民の関心を居留地にむけさせ、不正な貿易制度の改善に取り組むように呼びかけたのである。それは結果として、1879年10月、商人たちは輸入品に包装されている鉄輪をめぐってのいわゆる鉄輪問題¹⁷において、外国の商人と交渉をはじめ、完全な勝利へと結実する。

また、1880年11月から生糸輸出際の不平等な拝見制度を廃止し、連合生糸荷預所を設立する運動を起こした。2か月の闘いで拝見制度の撤廃は実現しなかったが、この連合生糸荷預所事件はその他の運動と同様に明治の条約改正運動史上で高く評価されている¹⁸。

12 『東京横浜毎日新聞』1880年3月2日～3日。

13 大畑哲『相州自由民権運動の展開』（有隣堂、2002年）90ページ。

14 瓦斯局事件とは、1878年1月、早矢仕有・戸塚千太郎を総代として、横浜市民が高島嘉右衛門に歩合金を贈った瓦斯局をめぐり、区長ら7名を相手にして訴訟を起こした事件である。1879年7月、和解が成立し、高島が歩合金を瓦斯局に返還し、瓦斯局の管理は区長から市民に引き渡された。

15 歩合金紛争とは、歩合金の性質をめぐる商人側と県側の争議である。歩合金を正租とし、納入を義務づけた県側の意見に対して、自発的に納入する民費であると主張する商人側が真っ向から対立したが、結果は商人側の自主権が認められた。

16 大畑哲『自由民権運動と神奈川』（前出）44ページ。

17 当時、外国からの輸入品である綿糸・金巾・ラジャなどの品物は布で包んだ上、鉄輪で括る習慣があった。日本の取引商人は鉄輪の代金を払っていたが、貨物を受け取る際、鉄輪を外した貨物を引き渡されていた。鉄輪のまま貨物の引渡しを要求すると、その代金がまた請求される。これは、日本の貿易商にとっては二重払いの勘定となり、その損害額は年間8万円にのぼると言われた。それで、1879年10月7日、横浜の取引商はこの不当な商習慣を廃止しよう外商に通告し、同意しないと取引を絶つと宣言し、23日より実行に移した。外商が日本側の要求に同意した。

18 大畑哲『自由民権運動と神奈川』（前出）57ページを参照。この事件については、海野福寿『明治の貿易』（塙書房、1967年）ほかに詳しい。

3 民権結社

国会開設運動や商権回復などを中心に行われた相州の民権運動に対して、武州では結社運動が先立って展開された。

まず、1880年1月に発足した八王子第15嚶鳴社に刺激されて、1880年11月28日、南多摩郡の石坂昌孝と都筑郡の佐藤貞幹は、枕橋八百松楼に60余名の有志を集めて、県民の奮起を求める神奈川県民懇親会を開いた。続いて12月5日、北多摩郡の府中駅の高安寺で「六郡有志者ヲ団結シ専ラ公益公利ヲ謀リ我県内政事上ノ精神ヲ培養センコトヲ謀ル」ために、武蔵六郡懇親会が開催され、百余名の出席者の多くは神奈川県内の地域のリーダーたちであった。この懇親会に結集した6郡の有志たちは、1881年早々から各地域で相次いで結社運動に取り組み始める¹⁹。

武州で始まった結社設立の動きは、1881年半ばには相州にも波及していく。まず、この年の1月30日、武相国境の原町田の吉田楼で、200余名が集まって開かれた武相懇親会は、相州の民権運動に転機をもたらすことになる。この懇親会の出席者は、ほぼ県下の全域に及ぶが、県内のみならず懇親会に東京から末広重恭・肥塚龍が、長野県からも上条信次・松沢求策らが来賓として参加し演説した。会場には「此会ヲ拡充シテ武蔵相模ノ全国ニ及ボシ武相二国ノ勢力ヲ以テ天下ヲ風靡」しようとする雰囲気のみなぎっていたという²⁰。

この懇親会はこれまでの武州と相州の枠をこえて、県下の民権家グループの連合を実現したものである。これを契機に、1881年半ばから民権結社が県下各地で次々に誕生していくのである。かくて、神奈川県では空前の民権結社の時代が訪れる。その勢いはまさに「集団の噴出」と呼ぶにふさわしい²¹。

民権派は民権結社を母体にして、各地で演説会を盛んに開催して自由民権運動を展開していった。演説会は自由民権運動の中心的な活動とみなされている。『横浜毎日新聞』『東京横浜毎日新聞』には、演説会の開催についての広告およびその盛況を報告する記事が紙面にあふれている。それらからは教育問題を中心にとりあげる演説会もしばしば開催されていることがわかる。『東京横浜毎日新聞』から、いくつか例を紹介するとしよう。

まず、1880年12月5日に北多摩で開かれた神奈川県自由民権運動の指導者石坂昌孝により主催された勸業教育演説会である²²。そこには、中村克昌・佐藤貞幹・吉野泰三など県下の主要な民権活動家たちが出席している。また、1881年3月20日に北多摩郡布田駅の調布小学校の学術演説会では、堀口昇・竹内正志らが演説した²³。4月3日にも原町田の吉田楼で教育演説会が開かれ、肥塚龍や吉田次郎らが弁士になっている²⁴。

演説会では教育について盛んに議論されている。たとえば、1881年1月30日府中駅高安寺で開催

19 『東京横浜毎日新聞』1880年12月7日。

20 『東京横浜毎日新聞』1881年2月1日～3日。

21 色川大吉『自由民権』（岩波書店、1981年）29ページ。

22 『東京横浜毎日新聞』1880年12月7日。

23 『東京横浜毎日新聞』1881年3月22日。

24 『東京横浜毎日新聞』1881年4月5日。

された武相懇親会の演説会では、「演説了り社員討論会を開かん事を乞ふ此に於て龍椅子に就き末広竹内二君仮りに討論者の席に就き竹内君干涉教育の利益を説きしに末広君之に反対し社員も或は自由教育の利益を説き或は干涉教育の不可止を論じ弁論十余回にして其席を了りたり²⁵」という状況であった。

当時、公教育制度が実施されて10年近くになっていたが、小学校の就学率はまだ50%以下に止まっており²⁶、「学問は何等の用を為す者ぞ」「学校は其れ程急務なる者か」と教育制度に疑問を抱いた民衆は相当存在していた²⁷。こうした学校に対する民衆の認識を啓蒙し、公教育の必要性を訴える教育演説会の開催は、近代教育の普及にも少なからず寄与したことになるのである。

演説会と同様に、新聞も教育の普及に大きな役割を果たしていたのである。以下、『横浜毎日新聞』『東京横浜毎日新聞』は、どのように教育を報道し、それはまた教育の普及にいかに関与したのかについて、「学制」以前（1871年3月～1872年8月）の『横浜毎日新聞』、「学制」期（1872年8月～1879年9月）の『横浜毎日新聞』、そしてそれ以後（1879年10月～1884年10月）の『東京横浜毎日新聞』の三つの時期に分けて、紙面に表われた教育記事を辿りながら、みることにする。

三 『横浜毎日新聞』『東京横浜毎日新聞』と神奈川県教育

1 「学制」以前の『横浜毎日新聞』の教育関係の記事

横浜は1859年、日米修好通商条約に基づいて、開港され、新しい貿易の中心地となった。しかし、商業取引に必要な知識や手続き、さらに語学力の不足などのために、外国人に取引利益を奪われていた。関税自主権がないことも商業取引において非常な不利益が日本側に課すことになった。そのために、外国の知識を伝授する教育機関が必要となり、新しい教育機関が次々と設立された。

まず、幕府によって、英学所、仏蘭西語学伝習所、三兵伝習所などが設置され、西欧の先進科学・技術・軍事などに関する教育が展開された。

他方、1859年6月の横浜開港にともない、ヘボン（J. C. Hepburn）夫妻やブラウン（S. R. Brown）をはじめ、多くの外国人宣教師が横浜にやってきた。しかし、横浜開港の頃、日本ではキリスト教がまだ禁止されていたので、多くの宣教師は宣教の機会到来を待つかわら、日本語の研究をするとともに、日本の青年に英語を教えていた。1863年、横浜居留地39番のヘボン邸内で始まった英学塾「ヘボン塾」が、その代表的な存在である。

このように、幕末および明治維新初期の横浜では、外交・外事への対応、富国強兵など国益に資することを目的とする幕府設立の諸学校のほかに、外国人宣教師によって設立された学校（家塾）が存在していた。

それらのことは『横浜毎日新聞』初期の紙面にも見ることができる。『横浜毎日新聞』創刊当初

25 肥塚龍「武州紀行」（『東京横浜毎日新聞』1881年2月2日）。

26 神奈川県立教育センター編『神奈川県教育史 通史編 上巻』（神奈川県教育委員会、1978年）482ページ。

27 川井景一『横浜新誌』（明治文化研究会編『明治文化全集 第19巻』日本評論社、1929年）所収。

から「学制」公布までの教育記事の中で、一番目につくのは、外国人により開校された英学校の生徒を募集する広告である。たとえば、イギリス人サンデマン英学教授の広告、アメリカ人ウラルフ夫婦の英語・フランス語を教授する広告、またヨーロッパ女教師による学校を設けるなどの広告が見られる。また、日本人教師による英語塾としては、川村敬三の塾がある。

他方で、横浜から入ってきた外国の知識、情報が、それもまた商業ルールを通して、日本各地へ伝わっていく。これらの外国の知識に触発されて、地方でも文明開化に取り組む動きが現れてきた。たとえば、木炭や生糸の貿易を通して、横浜と緊密な関係を持ち、後に自由民権運動の中心地となる多摩地域では、早くから学校を作る動きが見られた。それは、『横浜毎日新聞』1871年8月2日に掲載された「多摩郡下谷本村は人心興起して安養寺松福院の両寺を廃して学校を設くるの議を建て之を郡官に訴へ即ち其許を得たり是れ即ち開化の魁たると歎可き」という「武州多摩郡に学校を設くる建議」からうかがえる。

これは、政府の「学制」が公布される一年前のことである。つまり、外国との貿易が始まるにつれ、神奈川県では、「学制」に先立つ早い時期から学校を作る動きが見られたのである。これは文明開化に伴い、教育への民間からの要請としても読み取ることができる。

以上のように、経済情報を提供する目的で発行された『横浜毎日新聞』ではあるが、教育関係の記事も取り上げられていたのである。そこからは当時の教育動向への関心を少なからずうかがうことができる。

2 「学制」期の『横浜毎日新聞』の教育関係の記事

1872年、「学制」の公布により、近代教育制度がスタートした。『横浜毎日新聞』は教育に関する報道に紙面を多く割いている。具体的には、「投書欄」「本県見聞」「江湖雑文」などの欄で、国内各地の教育に関することを広範に報道したり、論説欄で教育問題を議論したりするのである。また、ほかにも「文部省録事」欄、「文部省雑誌」欄、「学事美談」欄を設けて、教育問題を取り扱うようになった。

以下、「学制」が1872年8月公布されてから、1879年9月廃止されるまでの間、『横浜毎日新聞』に掲載された主な教育関係の記事を取りあげ、「学制」期の『横浜毎日新聞』と教育の関係を見ることにする。

(1) 外国教育情報の伝達

「学制」の頒布にともない、文部省は『文部省雑誌』を刊行して、外国の教育事情や教育理論を紹介する文章を多く掲載している。

こうした動向に対し、『横浜毎日新聞』は、1874年から、「文部省雑誌」という欄を設け、『文部省雑誌』に掲載された外国の教育新聞や教育雑誌を全文あるいは一部分を転載し、紹介している。「文部省雑誌」欄で取り上げた国は、アメリカ・ドイツをはじめ、十数か国にものぼる。紹介された教育記事の内容は、学校の管理、運営、教授法、校舎の建築など多分野にわたっている。また、

普通教育以外に、盲学校、教養院などの特殊教育も取り上げている。さらに、海外の大学事情や学位授与の状況も紹介されており、当時の小学校教育の範囲を遥かに超えて将来の高等教育にも目を向けていたと言える。

このように、『横浜毎日新聞』は西洋の教育論を紹介しているが、とくに、1875年8月24日の同紙には、『文部省雑誌 第13号』の「英国教育月誌抄訳 教育学原理」が転載された。それは「教育学ノ原理ハ幼童ノ天性自然ニ順ヒ其知力ヲシテ感奮發達セシムルニ在リ」という内容であり、それは教育原理が、明らかに全国均一に進められている「学制」の教育方針に反するものであると言える。

しかし、1875年10月22日の紙面には、「米国教育新誌抄 国家主トシ幼童ヲ教ヘサルヘカラサルコトヲ論ス」の中では、「現行普国ノ学制ハ全国ノ児童ヲシテ盡ク相当ノ小学教育ヲ受ケシム若シ両親ノ其子ヲ就学セシメサルモノアレハ之ニ課スルニ罰金ヲ以テシ及入獄セシム」とあり、また、1875年10月25日の紙面には、「瑞西共和二十二州ノ中十八州ハ一世前ニ於テ既ニ小学強迫法ヲ発行セリ蓋此法ノ効益ハ実ニ洪大ニシテ其証跡独り人民富厚安寧ノ外形ニ見ハルノミナラス其風俗容貌ニ於テモ亦見ルニ足ルモノアリ」と、強制手段で普通教育を施行する事例も紹介され、「学制」制度の実施を根拠づけている。

つまり、諸外国の教育制度や理論は、発足しつつある日本の教育に必要な知識として紹介されており、特に主義や理念にこだわらず広範囲に外国の教育事情、教育理論を紹介するのが『横浜毎日新聞』の趣旨であったと言えよう。当時の神奈川県においては、教育関係の定期刊行物は発行されていなかった。したがって、教育に関する情報の提供が乏しく、この『横浜毎日新聞』は、公教育の黎明期にあって、多様な情報を広く伝えた発信源であったと言える。

（2）女子教育の重要性

女子教育の重要性を訴える文章が数多く掲載されているのも、『横浜毎日新聞』の特徴の一つであると言える。

『横浜毎日新聞』は、1873年1月28日では神奈川県の「開校告論」、2月7日では「神奈川県下小学舎設立論文」など県の布達を掲載した後、いち早く取り上げたのは、女子教育の重要性を論じる「女学生言」（1873年2月19日）である。女子の就学を論じている記事の主なものには、そのほか次のようなものを見ることができる。

まず、バビット・モルレーの「学事概略開申」（1874年6月1日）であるが、そこでは、英語を用いて教育を行なう可否、師範学校設置に続き、日本の女子教育にも触れている。

モルレーは、女子教育の必要性を述べたうえで、女子に寮を提供すること、女子のための科目を設けることを提案している。学制が実施された早い段階で、女子のための授業科目の設置について言及した文章は、あまり見当たらない。この『横浜毎日新聞』の記事は、当時の人々に大いに参考になったであろう。

次の「德国女学院の大意を掲て婦女輩に示す」（1874年8月17日）では、ドイツ女子教育の現状

に触れて、父母たちが競って自分の娘を学校に入れているということを紹介している。

また、「幼女ハ充全ニ教育スヘキヲ論ス」(1876年1月25日～26日)では、学校教育において、男子女子を区別せず、全科目を以て女子を教育すべきであると論じている。

さらに、当時の横浜においては、キリスト教会の学校が多く建てられ、そこに通う女子が多かった。これに対して、「女兒耶蘇教会ニ託シテ教育スルハ果シテ利カ」(1878年7月24日)は、女子のキリスト教育の可否について論議をしたものである。

「学制」では、「人間の道男女の差あることなし」「一般の女子男子と均しく教育を被らしむべきこと」であるという男女平等の教育方針を打ち出した。『横浜毎日新聞』も、女子教育の重要性を論じたり、欧米先進諸国の女子教育の現状を紹介するなどを通じて、女子を入学させることを親たちに呼びかけた。この点では、文明開化期の新しい女性観に立っていたと言える。しかし、女性教育を論じた文章を分析すると、女性を独りの人間として国民として自立させるために、教育を受けさせる必要があるのではなく、母として妻としての務めに相応しくなるために教育が必要だという考え方が根底にあったことが、確認できる。それは、近代日本の女子教育の理念を貫く「良妻賢母主義」の早期の表れであったと位置づけることができる。

(3) 小学校の新築

いま一つの論点は、小学校の新築についてである。「学制」の公布された当初には、お寺などを借りて学校としたところが多かったが、次第に各地で校舎を新築する動きが現れてきた。

1876年ごろから、『横浜毎日新聞』の紙面には、校舎の新築、開校祝儀に関する報道が多く見られるようになる。たとえば、愛知県名古屋では「大概小学校の建築は洋風に模擬し随分立派なり²⁸」とあり、また山梨県甲府では「小学校数多あり建築は悉く洋風に擬し頗る宏壮美観なり²⁹」とあるという。

「洋風に模擬」というのは、この時期の学校を作る合言葉となっている。新築された学校の規模の壮観さはまたすごいものがあり、一例を挙げると、酒田県鶴ヶ岡町の小学校は「其建築ハ洋風に模擬し三階造りの館なれば田夫農媪の目を驚かし折々神社と間違へて賽銭を投ずる者も³⁰」あったほどである。その洋風小学校の代表的なものとしては、現在、復元された洋風学校の第一号で、当時多くの地域にモデルとされる長野県松本市の開智学校をあげれば十分であろう。

しかし、「洋風に模擬」といっても、それは建物の外形に留まることであり、また学校の外観の豪華さを競う風潮に重点が置かれて、肝心な生徒への教育効果や就学の便利さを顧みないことなど多くの問題が生じてきたことも事実である。『横浜毎日新聞』は、そのことを踏まえて、ドイツの「小学校新築ノ論」を掲載して、学校を建築する場合の注意事項を県下に紹介し、そして、政府より全国一様の学校建築の法令を定め、その法令に基づき、各地が学校を建築することも提案し

28 『横浜毎日新聞』1877年12月15日。

29 『横浜毎日新聞』1878年3月9日。

30 『横浜毎日新聞』1878年1月16日。

ている³¹。

このように、この時期には、各地では新校舎を建設することが地域の文明開化のシンボルとして、競って建設にとりかかったのであるが、しかし、民費の負担もまた大きな問題となった。そのために、学校新築の出資に反対する地域も現れてきていた。たとえば、県下本牧村では、小学校の新築計画が村民の反対で実行できなかった。これに対して、『横浜毎日新聞』1879年1月25日は、「多少の寄付を拒みて苦情を鳴らせし者あり終に斯る結構な企ても水の泡と共に消失せんとすと余が残念至極のことなり」と批判している。

ただし、各地の洋式小学校を建てる風潮に対しては、「小学ヲ設立増加スルハ文運ノ隆盛ヲ期望スル³²」として考えており、決して賛成してはいない。それが住民に過剰な負担をかけることを問題にしているのである。

3 「学制」以後の『横浜毎日新聞』『東京横浜毎日新聞』の教育関係の記事

1879年9月29日、「学制」が廃止され、教育令が公布されることになった。その1か月後の11月18日、『横浜毎日新聞』は東京に進出し、『東京横浜毎日新聞』と改題され、三大民権新聞の一つとして全国的に名を挙げることになる。

全国紙となった以後の同紙が、政府の公教育政策の転換にどのように対応していったのであろうか。本節では、教育令後の紙面の教育記事に基づき、明らかにすることにする。

教育令が公布される直前の1879年9月23日、『横浜毎日新聞』では、新たに「勸学美談」という欄を設けて、もっぱら各地の教育景況や教育の普及に尽力した人物を取上げている。この欄は教育令の公布を意識して設けたものと考えられる。そこからは、公教育の発展を期待する同紙のねらいが読みとれる。

実は、国家の教育に対する干渉の緩和、私学の容認を特徴とする教育令が公布されたのは、1879年9月29日であるが、政府が教育方針を大きく変えようとする風聞は、すでに早い時期からあった。たとえば、『横浜毎日新聞』4月17日の雑報欄に「聞く所に拠れば今度文部省にて従前の小学教則を改正致され大に自由の教則を設けらるゝと言ふ」記事があり、また、5月17日に「私学は届け出るのみにて設立を許す」という記事も見られる。

そうした中で、教育令が公布されたが、『横浜毎日新聞』1879年9月30日は、「教育令」が施行されるという布告を掲載し、翌30日から3日連続して「教育令」の全文も紹介した。そして、「教育令」下において、いかにして普通教育のレベルを保つことができるのかという趣旨の社説「我国ノ教育ニツイテ」（11月13日～14日）を出している。この社説は、「教育令ヲ布カレ始メテ自由ノ域ニ進入シタリ一厳一寛措置ノ宜キヲ得タルハ云フマデモ無シ」と、教育令の公布について、政府の教育政策が「自由ノ域ニ進入」することとして一方では、評価している。しかし、他方で、教育令の

31 『横浜毎日新聞』1875年8月3日。

32 『横浜毎日新聞』1879年1月25日。

問題点も指摘している。その主な点は以下のようなものである。

教育令が「既ニ町村公益タルヘキ私立小学校アル時ハ別ニ公立小学校ヲ設置セザルモ妨ケ無シ」と決めた以上は、私立小学校と公立小学校とは、「其ノ性質ハ一様ノ者ト看做サル可ラス」である。だが、実際はどうであろうか。

小学校教員の資格についての条目を見ると、「公立小学校教員ハ師範学校ノ卒業証書ヲ得タル者トス」とあるが、私立小学校の教員についての規定はない。もし私立小学校教員の雇用について、設置者の随意に任せれば、公立と私立の間におのずと教育レベルの差が出てくる。その結果、就学者の間にも当然に「幸不幸」が生じてくることになる。

また、公立小学校の教則は「文部卿ノ認可ヲ経ル」とあるが、私立学校の教則は「府知事県令ニ開申スベシ」とあるのみである。しかし、私立学校の水準を公立学校と同じくするためには、その教則を「知事令ヨリ更ニ文部卿ニ開申シ文部卿ニ於テ之ヲ不適當ト認ル時ハ中学若クハ大学ノ呼称ヲ用フルコトヲ得ザラシムモノトスベシ」である。

さらに、公立私立が「教育度ヲ均シクシ」、「同一視シ」、「幸不幸無カラシメン」ことを実現するには「私立学校設置者ノ注意ヲ以テ其教育ヲ高度ニ進メ公立学校ト相競フニ至ラザレバ能ハザル」ことである。

以上のように、この社説からは、「自由教育」の実施により、教育レベルに低下が生じることに對する懸念が読み取れる。そして、それを避けるために、私立小学校のいっそうの奮起と、政府の私立学校に対する督促を強く期待しているのである。

教育令下において、いかに普通教育のレベルを保つかは、日本全体の教育水準にもかかわる重大な問題であった。『東京横浜毎日新聞』はその社説で、その後もそのことを取りあげている。

たとえば、1879年11月30日には栃木県の教育会を、12月14日には長野県の教育会議を取りあげている。また、1880年1月7日には、教育令について福島県より文部省への伺書およびそれに対する文部省の指令を、さらに1880年1月8日には、岡山県より文部省への伺書と文部省の指令を掲載している。

このように、各地で教育会が開催される記事、地方から文部省への伺書およびそれに対する文部省の指令が、多く取りあげられていることは、教育令期の『東京横浜毎日新聞』紙上の特徴の一つと言えよう。これらの記事から教育令への対応、地方の公教育現場の混乱状態を読み取ることができると。

ただし、文部省は、教育令を出してまもなく、その修正に動き始めた。たとえば、1879年12月には、公立小学校にかわる私立小学校の教則は知事、県令から文部省に開申すべしとして、私立学校に対する督促を強化した³³。さらに、1880年3月8日、「私立学校ノ教則教育上ニ弊害アリト認ムルトキハ其事由ヲ具シテ稟正可致³⁴」と規定した。これは『東京横浜毎日新聞』の意見と同じ修正

33 文部省教育史編纂会編『明治以後教育制度発達史 第1巻』（教育資料調査会刊、1938年）68ページ。

34 同前、77ページ。

と言えよう。

そして、1880年12月28日、わずか一年余で教育令は廃止され、改正教育令が公布されることになった。この改正教育令が、教育令と決定的に違うのは、文部卿、知事、県令の認可を必要とする条目が大幅に増えたことである。

しかし、この改正教育令の実施に関しての明確な論評は、『東京横浜毎日新聞』の紙面から確認することはできない。そして、1880年以後、『東京横浜毎日新聞』紙上から教育関係の記事が減少していつている。

それは、「集会条例」（1880年4月）や「小学校教員心得」（1882年6月）などの教育統制政策によって、教員が政治運動、具体的には自由民権運動から隔離されてしまったことや、その後の福島事件をはじめとする自由民権運動への弾圧、激化事件、自由・改進黨の対立などにより、民権運動の勢いが急速に衰えてしまうことなどが理由として考えられる。

おわりに

本稿は、神奈川県自由民権運動が公教育の推進にどのようにかかわっていったのかを、『横浜毎日新聞』『東京横浜毎日新聞』の教育記事を辿りながら見たものである。それにより、以下のことが明らかになった。

『横浜毎日新聞』は、1870年創刊当時においては、紙面の内容が貿易情報が中心となっており、教育関係の記事はけっして多くはなかった。しかし、そこからでも、当時における洋学を中心とする教育動向が、ある程度はうかがうことができる。

1872年、「学制」が頒布された以後、『横浜毎日新聞』『東京横浜毎日新聞』は、政府の教育条令を掲載したり、開校式の盛観、学校への寄付者、成績優勝者への褒美などを報道したりしている。それにより、直接民衆に働きかけ、教育への関心・協力を高めようとしていたと言える。

また、外国の教育事情や教育理論などを掲載する「文部省雑誌」欄を設けたりもしている。これらのものは、教員に教育上の知識を与えるものとして、あるいは教育の状況を知ることのできるものとして、その当時の神奈川県下においては、ほとんど唯一の情報源であった。

1879年9月、教育令が頒布されると、『東京横浜毎日新聞』は、政府の教育方針の転換を評価する一方、普通教育の水準を保つために、私立学校に対する督促を政府に強く訴えた。

そのうち、1880年12月、政府は改正教育令を公布して、再び教育統制をはじめた。ただ、この時において、嚶鳴社の機関紙的な存在として、自由民権運動の言論をリードする立場にあった『東京横浜毎日新聞』の紙面からは、公教育制度の施行方針をめぐって、政府と対立する言論は見当たらない。そして、政府の教育に対する統制が強まる中、それに対抗する論議もないまま、それ以後、紙面から教育関係の記事も少なくなっていく。それは改正教育令の公布を契機にして、教育は急速に政府の統制下に集結されていった一面のあることを示しているのである。

『横浜毎日新聞』『東京横浜毎日新聞』を通して、神奈川県自由民権運動と教育を見てきたが、神奈川県自由民権運動を世論的にリードした立場にあった同紙は、「学制」を推進し、近代学校制度を県内に徹底させる一助にもなっていたと言えよう。そして、なによりも自由民権運動は新聞を有力な手段として担われた政治運動であり³⁵、この新聞の教育に関する主張は民権派の立場に立つものとして見なすべきである。

(にん てっか・本学非常勤講師)

35 稲田雅洋『自由民権の文化史』(前出)345ページ。